

山ノ内町立小中学校外国語指導助手派遣業務に係る公募型プロポーザル 実施要領

1 目的

山ノ内町立小中学校外国語指導助手派遣業務（以下「本業務」という。）を実施するに当たり、山ノ内町（以下「町」という。）における外国語（英語）教育と国際理解教育のさらなる充実を図るため、公募型プロポーザル方式により、高い専門的知識、豊富な業務実績等を有する優れた事業者を選定することを目的とする。

2 事業概要

(1) 事業名

山ノ内町立小中学校外国語指導助手派遣業務

(2) 業務内容

別紙「山ノ内町立小中学校外国語指導助手派遣業務仕様書」のとおり

(3) 日程（予定）

実施要領の公示	令和5年12月18日（月）
質問書の受付	令和5年12月25日（月）午後5時まで
質問の回答	令和6年1月10日（水）
参加表明書の受付	令和6年1月16日（火）午後5時まで
資格確認結果・企画提案書提出要請通知	令和6年1月17日（水）
企画提案書の受付	令和6年1月31日（水）午後5時まで
企画提案書に係るヒアリング	令和6年2月6日（火）
内定通知	令和6年2月上旬

(4) 業務期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

ただし、契約後、最長3年間とした長期継続契約を町から提示できる見込みとする。下記9(4)エの対象となるものと判断する。

(5) 提案上限額

本プロポーザルの提案上限額は、27,500,000円（税込み）とする。

なお、この額を超えて提案してはならない。

また、この金額は、本業務の規模を示すためのものであり、上記に示す上限額での契約を確約するものではない。

(6) 選定方法 公募型プロポーザル方式

※本業務に関しては、指導力、企画力、創造性、専門性及び実績など価格以外の要素を含めて総合的な判断が必要であり、プロポーザル方式により契約を締結することが適当と認められる業務であるため。

3 参加資格

下記の条件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和4・5・6年度山ノ内町入札参加資格を有する者であること。
- (3) 山ノ内町建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要綱（平成27年訓令第1号）に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (5) 山ノ内町暴力団排除条例（平成24年条例第22号）第2条第2号及び第3号に該当しない者であること。
- (6) 納税すべき国税及び地方税に滞納がない者
- (7) 直近3年以内に、国又は地方公共団体から発注された小学校又は中学校に対する外国語指導助手派遣業務を受託した実績を有する者であること。
- (8) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）に基づく労働者派遣事業の許可を受けている者であること。

4 参加表明書の受付

本プロポーザルに参加を希望する者は、次により参加表明書を提出するものとする。

- (1) 提出書類及び提出部数
 - ア 参加表明書（様式1）…1部
 - イ 履歴事項全部証明書…1部
※3か月以内に発行されたもの
 - ウ 納税証明書（写し可）…各1部
※納税すべき国税及び地方税の納税証明書であり、3か月以内に発行されたもの
 - エ 事業者概要調書（様式2）…1部
※会社案内がある場合は添付すること
 - オ 業務実績調書（様式3）…1部
※直近3年以内に国又は地方公共団体から発注された小学校又は中学校に対する外国語指導助手派遣業務を受託した実績を記入すること
※業務実績調書に記載した業務のうち長野県内の契約については、契約書（鑑）の写しを添付すること
- (2) 提出期間
令和5年12月18日（月）から令和6年1月16日（火）午後5時まで
- (3) 提出先
〒381-0498 長野県下高井郡山ノ内町大字平穏3352-1
山ノ内町教育委員会事務局 学校教育係

(4) 提出方法

持参又は郵送・宅配便による。郵送・宅配便の場合は、提出期限までに必着とする。

(5) 参加資格の確認及び企画提案書の提出要請

町は、参加表明書の提出があった者（以下「参加表明者」という。）について、提出された参加表明書に基づき参加資格の適格を確認し、適格者と認めた参加表明者（以下「参加適格者」という。）に参加資格の確認結果と企画提案書の提出要請をするものとし、その他の参加表明者（以下「参加不適格者」という。）には参加資格の確認結果を通知するものとする。

(6) 参加不適格者に対する理由の説明

参加不適格者は、町に対してその理由の説明を求めることができる。

5 質問の受付と回答

(1) 質問の受付

ア 受付期間

令和5年12月18日（月）から令和5年12月25日（月）午後5時まで

イ 提出方法

質問書（様式6）に質問内容を簡潔にまとめ記載し、提出先に記載している電子メールアドレス宛に、電子メールにより提出すること。

なお、提出後、町へ電話にて受信の確認を行うこと。

ウ 提出先

山ノ内町教育委員会事務局 学校教育係

メールアドレス：kyoiku@town.yamanouchi.lg.jp TEL：0269-33-1102

(2) 質問の内容

質問は本業務に係る条件や手続きに限るものとし、評価及び審査に関する質問や提案内容に関する質問は受け付けない。

(3) 質問への回答

令和6年1月10日（水）を期限とし、町ホームページに掲載する。

6 企画提案書の受付

参加適格者は、次により企画提案書を提出するものとする。

(1) 提出書類

ア 企画提案提出書（様式4）…1部

イ 企画提案書（任意様式）…正本：1部、副本：10部

ウ 提案価格見積書（様式5）…1部

※企画提案書とは別に封緘し、封筒に事業者名、事業名及び見積書在中と記載し提出すること。12カ月を基準とし月額を明記すること。

(2) 提出期間

令和6年1月17日（水）から令和6年1月31日（水）午後5時まで

(3) 提出先

〒381-0498 長野県下高井郡山ノ内町大字平穏3352-1

山ノ内町教育委員会事務局 学校教育係

(4) 提出方法

持参又は郵送・宅配便による。郵送・宅配便の場合は、提出期限までに必着とする。

(5) 企画提案書の記載項目

次の項目については必ず記載すること。

ア 一校に一人以上の配置による教育の独創性

(従来のALTの業務内容にとらわれない独創性のある取組等)

イ 授業及び教職員への支援

ウ 外国語指導助手の採用体制

エ 外国語指導助手の研修体制

オ 外国語指導助手の管理体制

カ 危機管理体制

キ 教育委員会及び学校との連絡体制

(6) 企画提案書の体裁

ア 用紙は、A4版両面印刷とし、文字ポイントは10.5ポイント以上とすること。

イ 概ね30ページ(表紙・目次を除く。)までとし、ページ番号は表紙を除き通し番号として各ページの下部中央に印字すること。

ウ 専門的な知識を有しない者でも理解できるよう、分かりやすい内容とすること。また、専門用語を使用する時は、注釈を付すこと。

エ 使用言語は日本語とすること。

オ 正本1部を除き、副本10部には企画提案書提出者が特定される表示を一切しないこと。

(7) 企画提案書に係るヒアリング

ア 期 日 令和6年2月6日(火)

イ 時 間 企画提案書提出者に別途通知する。

ウ 会 場 山ノ内町役場(詳細は、別途通知する。)

エ 出席者数 1者につき3人以内とする。

オ 当日のヒアリングの順番は、提案書の受付順番とする。

カ ヒアリングに関する留意事項

① 制限時間 1提案者につき35分程度(提案説明は20分以内、質疑応答は15分程度)とする。

② 提案説明の後、質疑応答を行うものとする。

③ 提案説明及び質疑応答は、会社名を伏せて行うこと。

④ 提案価格を公表しないこと。

⑤ 企画提案書と異なる説明及び追加資料の配布・投影は認めない。

⑥ 企画提案者は、町が所有するディスプレイへの画面投影を行うこととし、その他必要な機材については、企画提案書提出者において用意すること。

7 最適候補者等の選定

(1) 審査委員会

最適候補者及び次点者を選定するため、山ノ内町立小中学校外国語指導助手派遣業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置するものとする。

なお、審査の公正を期すため、審査委員名簿は審査結果に併せて公表するものとする。

(2) 評価点

本業務に係る公募型プロポーザル審査要領に基づき企画提案書、ヒアリングの内容、提案価格及び業務実績から評価点を算定する。

(3) 最適候補者等の選定

審査委員会は、評価点が最も高い者を最適候補者、次に高い者を次点者として選定する。

(4) 審査結果の取扱い

ア 審査結果は、企画提案書提出者に通知するものとし、後日公表するものとする。

イ 審査結果に関する問い合わせ及び異議申し立ては一切受け付けないものとする。

8 特記事項

(1) 仕様書に定めのない事項で、本業務に必要な事項については、町と本事業受託者との間で協議し、その都度定める。

(2) 本業務受託者は、本業務の遂行に当たって、当町の個人情報保護に関する条例等を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密は他人に漏らしてはならない。また、契約期間終了後においても同様とする。

(3) 本件は、令和6年度の契約に係る準備行為であり、本業務に係る契約は町議会で予算が承認されることを条件とするものである。

(4) 本業務に係る契約は、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、町は、契約を変更し、又は解除することができるものとする。

9 その他

(1) 失格

参加表明者が、次のいずれかに該当する場合、失格とすることがある。

ア 審査委員会委員、事務局関係者に、本プロポーザルに関して不正な接触又は要求をした場合

イ 提出書類に虚偽の内容を記載した場合

ウ 提出方法、提出先及び提出期限の条件に適合しない場合

エ 提案価格見積書の記載金額が上限提案額を超えた場合

オ 企画提案書に係るヒアリングに出席しない場合

(2) 参加の辞退

参加適格者は、企画提案書提出期限まで随時、参加を辞退することができるものとする。

この場合、書面に理由等を記載し、町に提出するものとする。

(3) 追加資料の提出

提出された書類に関して、町から内容確認の問い合わせ又は追加資料の提出を求めた場合、参加表明者は、対応するものとする。

(4) 本プロポーザル後の契約の予定

ア 町は、最適候補者に対し内定の旨を通知し、議会での予算承認後に契約するものとする。

イ 最適候補者は、本業務の入札に応じられなくなった場合又は契約の締結ができないことが明らかとなった場合、速やかに書面により届け出ること。

ウ 町は、最適候補者が契約の締結までの間に資格要件を満たさなくなった場合又はその他の理由によって契約ができなくなった場合、最適候補者との交渉を取りやめ、次点者と交渉するものとする。

エ 本業務受託者は、業務の取組状況の確認など、町の審査、内容確認を受けることで最長3年以内の継続契約を受託する相手方と見込むことを判断できるものとする。審査等の結果、業務を受託した事業者を業務を受託する相手方と判断しない場合もある。

(5) 提出後の参加表明書又は企画提案書の内容変更

提出後の参加表明書又は企画提案書の内容変更は、原則として認めない。

(6) 企画提案の履行

本業務受託者は、企画提案書に基づき、誠実に責任をもって履行すること。ただし、企画提案書のうち、町が不要と認めるものは除くものとする。

(7) その他

ア 参加表明書、企画提案書、ヒアリング等に要する一切の費用は、参加表明者の負担とすること。

イ 提出された参加表明書及び企画提案書の取扱い

① 提出された参加表明書及び企画提案書は、返却しない。

② 提出された書類の著作権は、第三者に帰属すべきものを除き、各提出者に帰属するものとする。

③ 提出された書類に第三者の著作物を使用する場合は、著作権法に認められた場合を除き、当該第三者の承諾を得ること。

④ 第三者の著作物の使用の責めは、使用した参加表明者に全て帰するものとする。

⑤ 提出された参加表明書及び企画提案書は公表しない。

10 問い合わせ先

〒381-0498 長野県下高井郡山ノ内町大字平穏3352-1

山ノ内町教育委員会事務局 学校教育係

TEL : 0269-33-1102

FAX : 0269-33-4355

メール : kyoiku@town.yamanouchi.lg.jp